

第6期南幌町総合計画（案）

まちづくり課企画情報G

総合計画策定審議会より答申されました

南幌町の将来像
「緑豊かな田園文化のまち」
実現に向けて

町では、政策的かつ計画的にまちづくりを進めるため、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」として、平成29年度から平成38年度までの10年間で計画期間とする新たな総合計画の策定を目的として、昨年2月に町長より総合計画策定審議会に諮問され、庁内検討案を基本に、まちづくりワークショップ、まちづくり地域懇談会や町民アンケートなどでの意見も参考にし、7回にわたり慎重に審議が行われた結果、本年2月7日に「第6期南幌町総合計画（案）」が答申されました。

なお、計画（案）は3月開催の議会定例会へ提案することとなります。

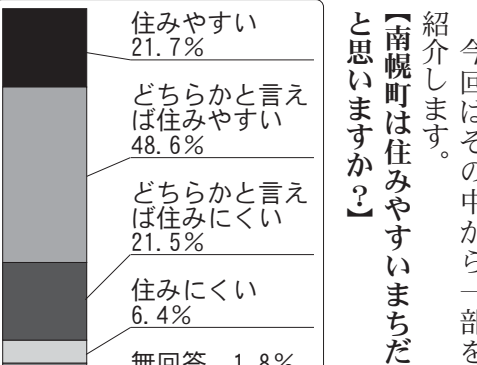


町民や地域の力をまちの元気を支える資源として活用し、南幌から発信する取り組みを作り出すことで、「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」を基本理念として策定しました。（答申抜粋）

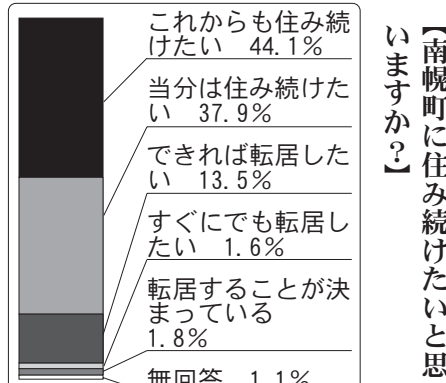
町民アンケートの結果

第6期南幌町総合計画を策定するに当たり、町民の考える「住みよいまち」とはどのようなまちなのか、また、まちづくりに対する考え等をお聞きするため、昨年7月から8月において20歳以上の町民の中から1,100名を無作為に抽出し調査を行いました。回答数は488件で回答率は44.4%となっています。

今回はその中から一部を紹介いたします。



「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」の合計が70.3%で、「住みにくい」と「どちらかと言えば住みにくい」の合計は27.9%であった。平成22年度に実施した前回調査では「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」は68.2%で、2.1ポイント上昇した。



「これからも住み続けたい」が44.1%、「当分は住み続けたい」が37.9%で、合わせて82.0%が「住み続けたい」と回答した。これに対して、「できれば転居したい」が13.5%、「すぐにでも転居したい」が1.6%、「転居することが決まっている」が1.8%であった。前回調査では、「これからも住み続けたい」と「当分は住み続けたい」は78.7%で、3.3

- ポイント上昇した。
- 【主な意見の上位5項目】
- 1位（56件）「交通」
 - 公共交通機関の本数が不足している。バスの最終時間が早いので、遅い便も運行して欲しい。交通の便を改善できなければ、巡回バスを続けてほしい。など
 - 2位（17件）「道路・公園」
 - 道路は冬期吹雪になるとポールが見えなくなり危険なので路肩が分かるようにして欲しい。街灯が暗く、学校帰りの子どもたちが徒歩で帰宅するには危険を感じる。公園の防犯灯の24時間点灯やバリアフリー化。など
 - 2位（17件）「買物・商業・特売所」
 - 商店街がさみしい。スーパーがAコープだけで少ない。商業施設の充実。誘致強化を望む。など
 - 4位（12件）「医療」
 - 医療機関が不足している。町内に小児科がないと不安である。産科・外科等がない。医療機関の充実を望む。など
 - 5位（9件）「防災無線」
 - 防災無線は、外にいる時は聞き取れるが、家の中ではほとんど聞こえない。など

『まちづくり活動支援事業』の

実施団体を募集します

町では、協働のまちづくりを推進するため、地域の課題解決などに取り組み活動を積極的に応援します。

この事業は、「地域おこしのために、こんなことをやってみたい」など、町内の団体（5名以上）が自主的に取り組む公益的で非営利かつ特色ある活動に対して助成するものです。

なお、団体が円滑な事業推進のために町でサポートすることもできます。また、既存の団体活動事業であっても、この補助金を活用して新たな工夫が加えられる事業も対象となります。

■申請受付期間

- ・第一期 4月3日(月)～5月19日(金)
 - ・第二期 7月3日(月)～8月18日(金)
 - ・第三期 9月1日(金)～10月20日(金)
 - ・第四期 11月1日(水)～12月15日(金)
- 交付要綱・申請書関係
町ホームページより必要

な書類をダウンロードしてください。また、情報コーナー（役場、あいくる、夕張太ふれあい館）にも関係資料を配置しています。

■補助対象経費

当該団体が負担する経費とします。ただし、人件費等の運営経費、慰労会経費、備品等は除きます。

■事前相談

事業メニュー、補助対象経費、審査会や報告会、役員関係課によるサポート希望の有無などについて事前に説明や確認をしておく必要がありますので、必ず申請前にまちづくり課にご相談ください。

■審査会と報告会

申請団体には、審査会において、事業内容のプレゼンテーション（説明）をしていただき、採択の可否及び補助金額の審査を行います。なお、原則として、審査会を経て正式に事業の採択及び補助金の交付が決定してから事業開始となります。

また、年度末頃に報告会も予定しています。

～補助メニュー～

◆協働のまちづくり事業

魅力あるまちづくりや地域創生に関して、効果の見込める事業等

- ・補助率10分の8以内
- ・補助上限額50万円

◆地域コミュニティ活性化事業

良好な地域コミュニティの形成に寄与する事業や課題解決が期待できる自主的な地域活動事業等

- ・補助率10分の7以内
- ・補助上限額30万円

◆地域交流推進事業

町外団体との交流や町内で行う交流の推進を目的とした事業で、文化、教育、福祉又はまちづくり等に寄与する事業

- ・補助率10分の5以内
- ・補助上限額30万円

姉妹町交流研修補助金を

ご活用ください

姉妹町の熊本県多良木町をより皆さんに知っていた

ため、各種団体、家族や会社などでの多良木町への研修旅行に要する経費に対して補助金を交付します。

■申請受付開始日

4月3日(月)から

■補助対象者

5人以上の南幌町内の各種団体及びグループ並びに家族または法人及び会社のうち、南幌町の住民である方。（ただし、町議会議員は除きます。）

■申請方法

補助金等交付申請書に必要事項を記入し、研修計画書、研修参加者名簿を添付して、研修実施日の30日前までに持参により提出してください。

■補助額

研修参加者1人につき1回を限度に2万円です。ただし12歳未満の参加者は1

人につき1万円です。

■補助金の請求方法

研修が終わってから補助金交付請求書を提出してください。ただし、概算払いを申請することができませんので、概算払申請書に研修参加者名簿を添付して提出してください。

■実績報告

補助事業等実績報告書を、研修が終わってから30日以内に次の書類を添付して提出してください。

- ① 研修報告書
- ② 研修参加者名簿
- ③ 研修時の記録写真や資料
- ④ 研修旅行に要した領収書などの写し

※資料などが無い場合は、多良木町役場企画観光課の受付印、又は施設担当者、面会者の確認印（署名）を押印したもののや、名刺などを添付してください。

* 議会議決前であるため変更となる場合があります。